

## 4月から始まりました パートナーシップ制度

兵庫県では、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、さまざまな事情により婚姻の届出をしない、またはできないカップルが、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係であることを届け出て、県がその届出書を受理したことを証明する「パートナーシップ制度」が創設されました。

この制度は人生のパートナーとして認め合った二人の日常生活の困り事や不安を解消するための制度です。

西脇市でも県が発行する「パートナーシップ制度届出受理証明書」で利用できる行政サービスがあります。

### ▶対象

- ▷18歳以上でいずれかは県の在住者
- ▷配偶者がいない
- ▷別の人とパートナーシップ関係にない
- ▷近親者でない（養子縁組を除く）
- ※性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティは問いません。
- ※同性カップルや婚姻の届出をしていない異性のカップルが対象です。
- ※希望に応じて受理証明書に子どもや親などの氏名も記載できます。
- ※詳しくは市ホームページ=QRコード=をご覧ください。

### ▶利用できるサービス

- ▷市営住宅への入居申込み
- ▷西脇病院での面会や病状説明、手術などの同意
- ▷障害のある人に対する軽自動車税の減免
- ▷要介護認定申請 など

### ▶問合せ

まちづくり課人権室  
(市役所内線3023)



## 安心して利用できます

公共施設や保護者の自宅で預かり可

提供会員は研修受講済み

依頼会員と提供会員の事前顔合わせあり

## 利用者の声

こども園に入園できず困っていたところ、この制度を知りました。シルバー人材センターでの登録手続きも簡単で、利用したい日を伝えたとおすぐに手配していただき助かりました。初めはどんな方が来てくれるのか不安はありましたが、皆さん優しく責任感を持って預かってくれるので安心して利用できます。



三上裕美さん  
小晴ちゃん

### 「つながり」をつくる場

安心して制度を利用してもらうために、保護者やお子さんと提供会員との「つながり」をつくる場を設けています。次回は5月16日(木)午前10時30分からこどもプラザで開催します。入会の受け付けも行いますので、ぜひご利用ください。6月以降の予定は、西脇市子育て応援アプリでお知らせします。

子育て応援アプリの登録はこちらから▶



### 春のこどもまんなか月間

5月は「春のこどもまんなか月間」、5月5日～11日は「こどもまんなか児童福祉週間」です。「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」の標語のもと、子どもの健やかな成長や、家庭・地域での子育てについて考えてみませんか。

## 子育て支援サービス

# 「ファミサポ」を使ってみませんか

ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）は、仕事や出産などで一時的に子どもを預かってほしいときに利用できるサービスです。研修を受けた提供会員が、市内在住の1歳～小学6年生の子どもの子育てを支援します（1歳未満の子どもは要相談）。

▶問合せ こども政策課（市役所内線 1180）

私たちが大切にお預かりしています

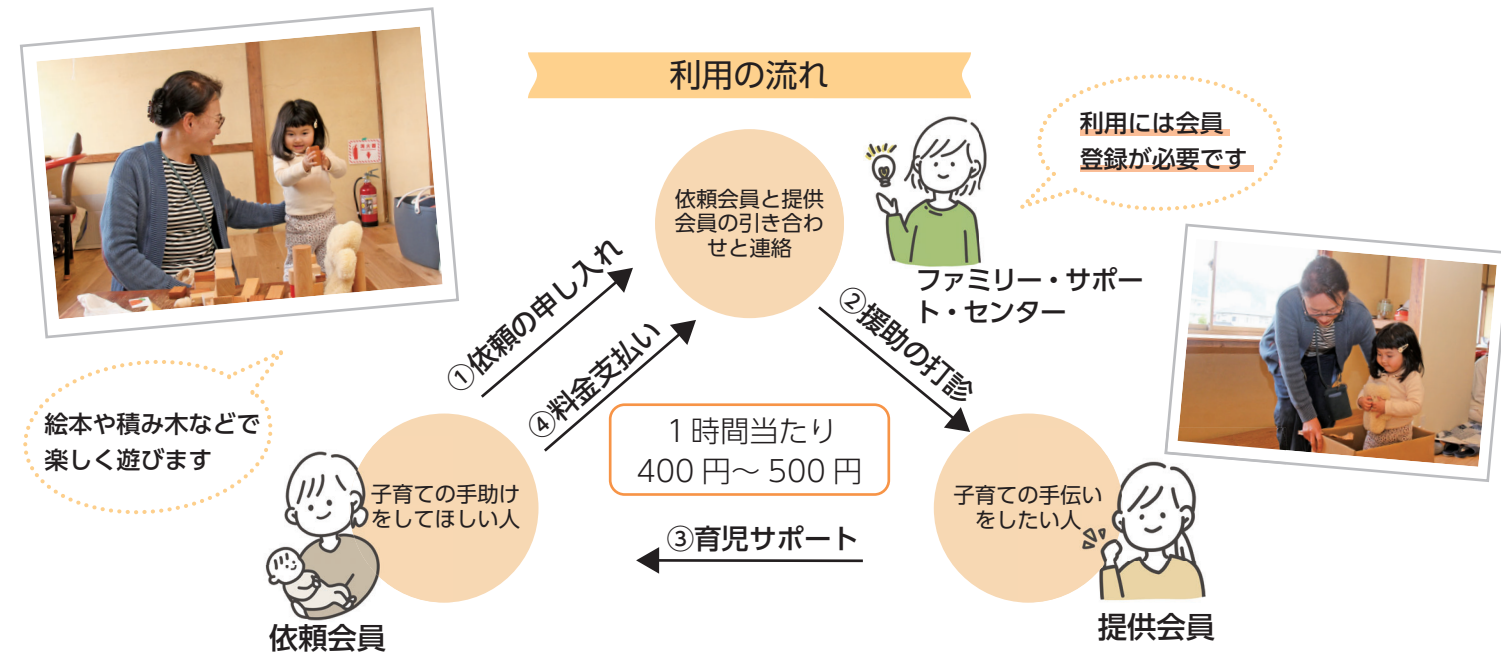
### こんなときご利用ください

- ✓ 産前産後で子ども（乳児やその兄弟）の世話ができないとき
- ✓ 保護者の病院受診で、病院へ子どもを連れて行けないとき
- ✓ 保護者の残業などで、一時的に子どもの世話ができないとき など

提供会員  
西山ひとみさん



### 利用の流れ



### 西脇市ファミリー・サポート・センター

- ▶利用時間 原則午前8時～午後6時／1時間以上の利用から受け付け
- ▶利用場所 茜が丘複合施設みらいえなどの公共施設や保護者の自宅
- ▶申込み・問合せ 西脇市ファミリー・サポート・センター (西脇・多可シルバー人材センター内/嶋253-1) ☎23-5686 📠23-1568

詳細はこちら



### 提供会員が受ける研修内容

- ▷子どもの発達心理
- ▷緊急救命・事故防止
- ▷子どもとの遊び
- ▷などの研修を受けた提供会員が子育てを支援します。